

労働政策審議会安全衛生分科会報告書について

■ 第12次労働災害防止計画に基づいて新たに検討した事項

① 化学物質管理のあり方

個別の規則による規制対象外の化学物質による疾病が発生（印刷業で「胆管がん」が集団発生）

- 一定の危険・有害な化学物質について、リスクアセスメント（危険性・有害性の調査）を事業者を実施させる
- 危険有害性のラベル表示を義務付ける化学物質の範囲を拡大

② 企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組み

同様の重大な労働災害が同一企業の別の事業場で繰り返し発生する事案が散見

- 重大な労災を繰り返す企業に対し大臣が改善計画の作成等を指示し、従わない場合は必要な勧告や例えば企業名を公表する制度を創設

③ 規制・届出の見直し

技術水準の向上やグローバル化に伴う規制の見直しの必要性

- 生産ライン等の新設・変更の際に義務付けていた事前届出を廃止
- 機械等の検査・検定機関として外国機関の登録も可能とする

■ 廃案となった前回法案に盛り込まれていた事項 ※平成22年労働政策審議会の建議に基づく安衛法改正法案が衆議院解散により廃案

④ 職場におけるメンタルヘルス対策

- メンタルヘルス不調の予防のため、労働者のストレスチェック、申出をした者に対する医師の面接指導の実施を事業者義務付け

前回の法案の内容を踏まえつつ、各事業場の取組も勘案し、制度化

⑤ 職場における受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の防止のため、事業者禁煙、分煙等を義務付け

義務化すると支援策がなくなることを懸念する意見や取組が進んでいることも勘案し、法案の内容を検討

⑥ 型式検定等の対象器具の追加

- 電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限対象に追加

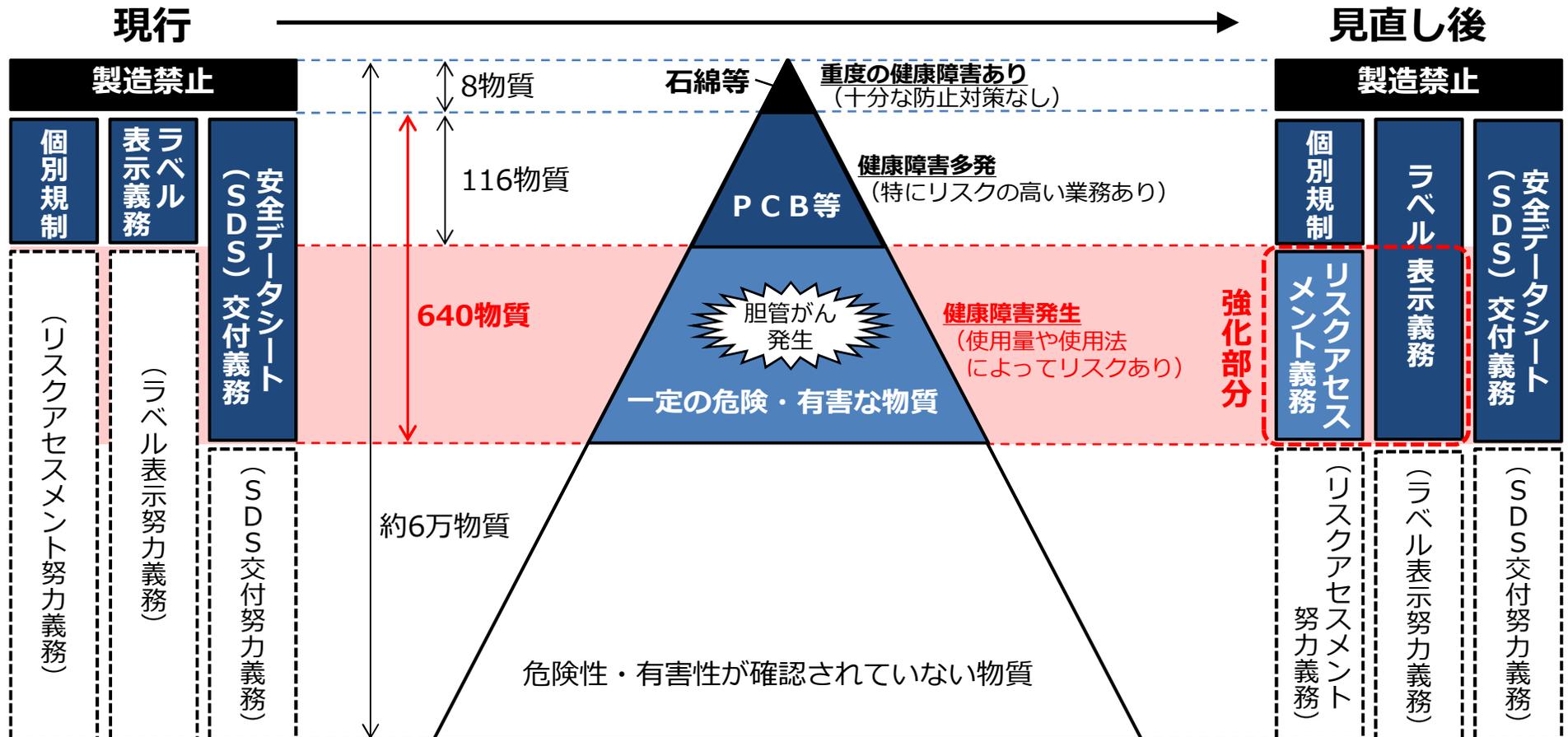
前回の法案の内容を維持

①化学物質管理のあり方の見直し

○危険有害な物質に対する個別規制対象外の物質でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれ（「胆管がん事案」の原因物質も個別規制対象外）

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質は事業者にはリスクアセスメントを実施させる
- 容器・包装へのラベル表示を義務づける対象物質を拡大（例えば640物質に拡大）

【640物質に拡大する場合の見直しのイメージ】



※この図は制度改正を分かりやすくイメージ化したもので、ラベルの表示義務対象物質と個別規制の対象物質とは、厳密には一致していない（ラベル表示義務対象物質は100物質）。

②企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組み

○同様の重大な労働災害が同一企業の別の事業場で繰り返し発生する事案が散見



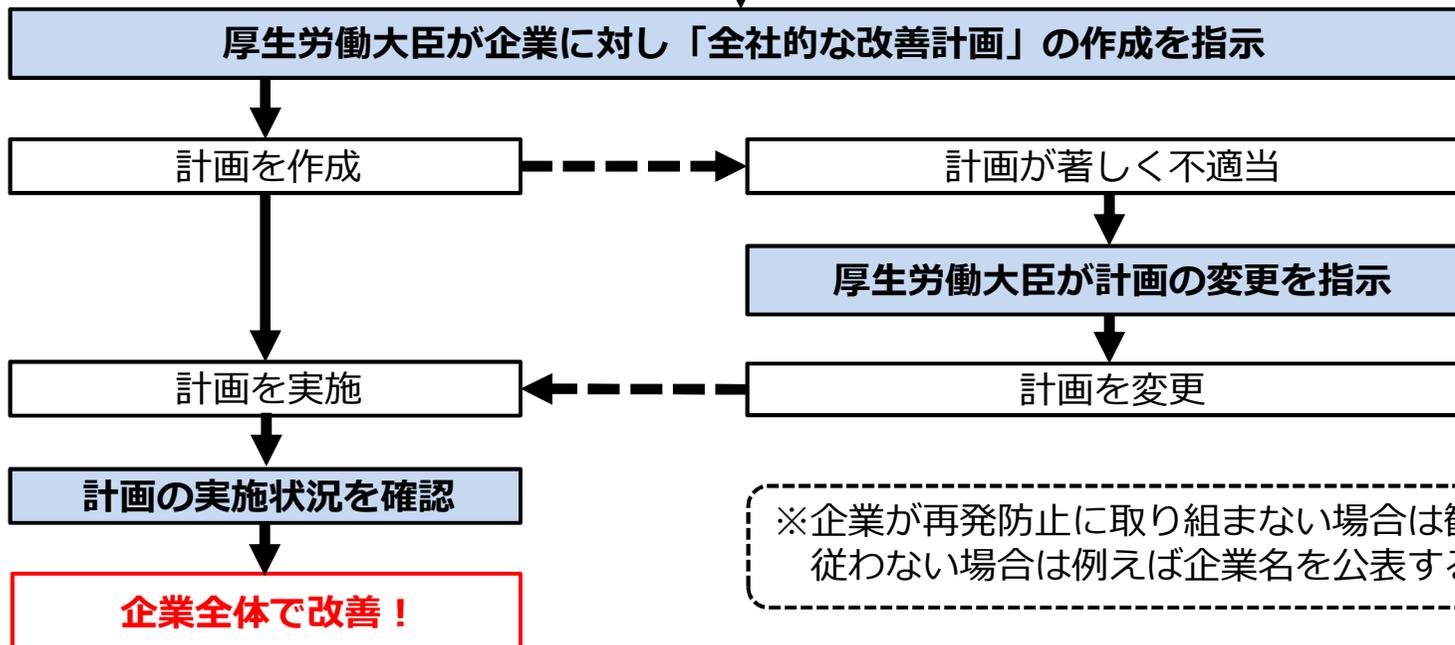
- **法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業に対し、改善計画の作成を指示できる仕組みを創設。**
- **企業が再発防止に取り組まない場合は勧告を行い、勧告に従わない場合は例えば企業名を公表する仕組みを創設。**

【新たに設ける仕組みの概要】

○同一企業内で、法令に違反し、同様の重大な労働災害が繰り返し発生
○労働災害が繰り返し発生した後も、企業として改善に取り組んでいない

※重大な労働災害の定義

- ①死亡災害
- ②障害等級7級以上の災害



※企業が再発防止に取り組まない場合は勧告を行い、勧告に従わない場合は例えば企業名を公表する仕組みを創設

③規制・届出の見直し

- 技術水準の向上により、他の手段で目的が達成されている規制は見直す必要
- 世界的に貿易の障壁の撤廃に向けた動きが進む中で、国際化に対応する観点から規制を見直す必要

○ **規模の大きい工場等で、建設物、機械等の設置・移転等（生産ライン等の新設・変更）を行う場合の事前届出を廃止。**

○ **各種機械等の規格への適合性を検査・検定する「登録検査・検定機関」について、日本国内に事務所のない外国機関も登録できるよう見直す。**

現行

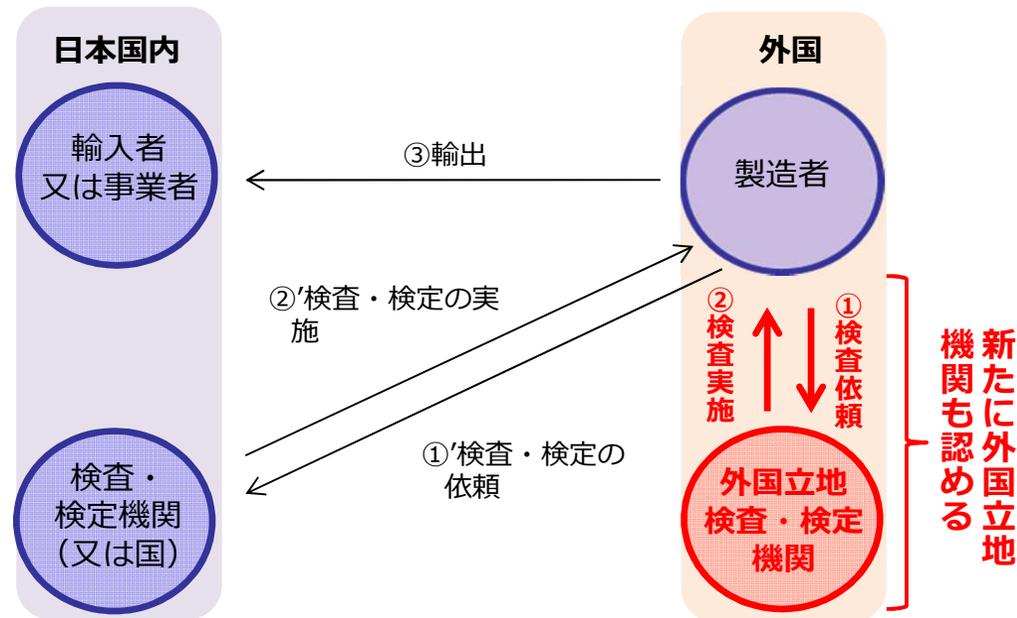
見直し後

機械等の事前届出規制	機械等の事前届出規制
①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出	廃止
②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出	②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出
③大規模建設工事は事前届出	③大規模建設工事は事前届出
④一定規模以上の建設工事は事前届出	④一定規模以上の建設工事は事前届出

現状維持

※廃止する届出の年間届出数は約1万2千件

機械等の検査・検定の仕組み

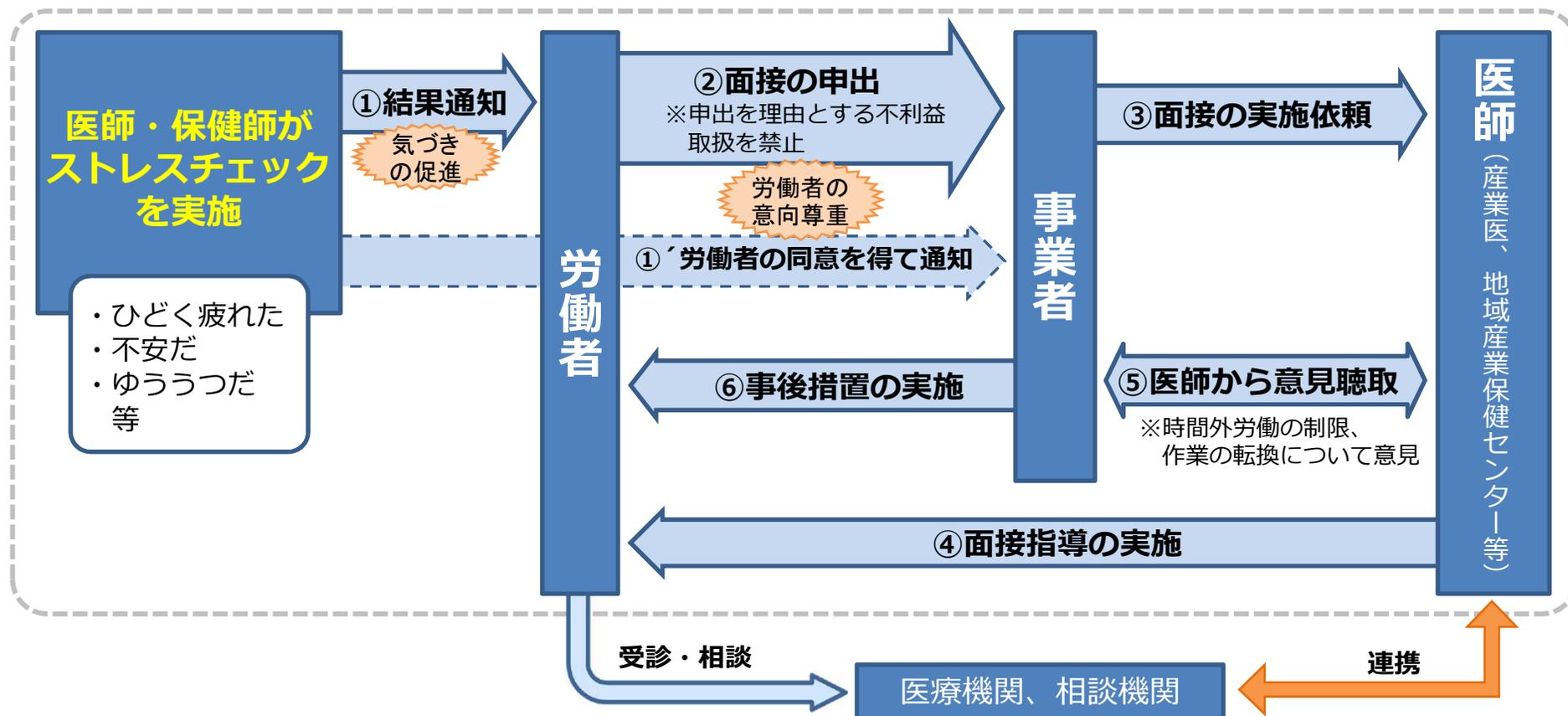


④職場におけるメンタルヘルス対策【前回法案に盛り込まれていた事項】

○前回建議後も小規模事業場での取組は遅れている

○各事業場で現在行われている取組も十分勘案した上で、ストレスチェック制度を創設

【ストレスチェック制度の概要】



⑤職場における受動喫煙防止対策【前回法案に盛り込まれていた事項】

【前回の法案の内容】

- 全ての事業者職場の全面禁煙又は空間分煙を義務化。
- 飲食店等は、当分の間、たばこ煙を一定の濃度以下に保つ又は一定量以上の換気を行うことでも可とする。



- 前回法案を踏まえつつ、義務化した場合、国の支援策がなくなり、取組が進まなくなるおそれがあるとの意見が分科会が出されたこと、建議後に受動喫煙対策に取り組んでいる事業場が増加していることも勘案し、法案の内容を検討。



○今後、法案の内容を検討。

⑥型式検定等の対象器具の追加【前回法案に盛り込まれていた事項】

- 引き続き、前回法案に盛り込まれた措置を講じる必要性がある。



○ 前回の法案と同じく、電動ファン付き呼吸用保護具（石綿作業等で着用が義務づけられている防じんマスク）を型式検定及び譲渡制限の対象に追加するとともに、構造規格を定める。